

徳山支部例会等次第

【開催日】 令和7年6月12日（木）

【場 所】 ホテルサンルート徳山

【内 容】

1、会員章検査（14：30）

2、支部例会（15：00）

①連絡・報告事項

- ・中国税理士会
- ・税務支援
- ・各部
- ・中国税理士協同組合

②情報提供：日本政策金融公庫、エンプロ、生保各社

3、徳山支部総会（16：30）

4、懇親会（17：30）

会費 無料

*会員情報

小野宗典会員 3月退会

畦地文晴会員 3月退会

*行事予定

- ・中国税理士会総会 令和7年6月19日(木)ホテルグランヴィア岡山
- ・徳山税務署との協議会 令和7年9月(予定)
- ・支部忘年例会 令和7年12月(予定)

ケース⑥

【納税者が、会計法人に税理士業務を依頼した場合】



【概要】

納税者が会計法人に税理士業務及び会計業務を依頼し、会計法人が作成した申告書等に税理士が署名した場合

【解説】

税理士法人以外の法人は税理士が代表者であっても税理士業務を受託することはできないので、会計法人及びその従業員が作成した申告書等に税理士が署名した場合には、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

なお、会計法人及びその従業員が税理士業務を行っている場合には、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

また、税理士は、税理士業務に対する報酬を委嘱元である納税者から直接收受すべきであり、納税者以外の者から收受することは、名義貸し行為と判断される上で一つの要因となる。

【参考】

会計法人が、納税者との間で税理士業務及び会計業務を一括して契約し、税理士業務を税理士事務所へ委託する形態は、「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」とする規則第 10 条第 2 項（業務委嘱契約）に抵触することになる。

また、法第 39 条（会則を守る義務）にも違反することとなる。

したがって、会計業務を会計法人に行わせたい場合には、税理士業務と会計業務を税理士事務所で一括して契約した上で、会計業務を主宰会計法人へ委託する方式を採用すべきである。

毎月10日は

税務署・金融機関において
国税を納付される方へ

キャッシュレス
推進強化デー

※ 10日が休日の場合は翌開庁日

窓口で納付される際に、あなたに合ったキャッシュレス納付をご案内します！

e-Tax の操作体験をしていただき、まずはダイレクト納付の届出書の提出をご案内します。

待ち時間
不要！

外出
不要！

納付書
不要！

紙保存
不要！

キャッシュレスなら

広島国税局・徳山税務署

ファイル | C:\Users\4128365\Desktop\国税庁.mhtml

国 税 庁
NATIONAL TAX AGENCY

[ホーム](#)
[税の情報・手続・用紙](#)
[発行物等](#)
[法令等](#)
[お知らせ](#)
[国税等について](#)

[▶ 本文へ](#)
[▶ English](#)
[▶ 読み上げ・文字拡大](#)
[使用方法](#)
[利用者別に調べる](#)
[▶ サイトマップ](#)
[▶ 音訳読み上げツール起動](#)

緊急のお知らせ

・令和6年能登半島地震に関するお知らせ（令和6年12月9日更新）
 ・不審なメールや電話にご注意ください

確定申告

令和6年分
 各種届出・申請・訂正はこちら

注目ワード

・匿名データの提供
 ・定期減価償却サイト
 ・e-Tax
 ・電子帳簿保存法
 ・免税店制度の不正利用情報
 「不正な免税110番」
 ・納税に関する総合案内
 ・自宅からの国税関係手続のご案内
 ・選付金伝込に係る電子通知（PDF/780KB）
 ・お通に関する情報
 ・採用情報
 ・令和7年1月からの取扱い

税務行政のDX ～経理や申告手続のデジタル化～

簡単！便利！DXで体感してみませんか？

その他のパンナー一覧

停止

再開

新着情報

トップニュース
 令和7年9月7日 通類の輸出動向（令和7年1月分）
 令和7年9月7日 「キャッシュレス推進デー」の実施について
 令和7年9月28日 「申告書の自主点検と税務上の自主監督」に関する情報（税務署所管法人の経費）の更新
 令和7年9月21日 協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進（令和5事務年度の取組状況等）

税の情報・手続・用紙
 発行物等
 法令等
 お知らせ
 国税等について

「キャッシュレス推進デー」の実施について

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

1.源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは

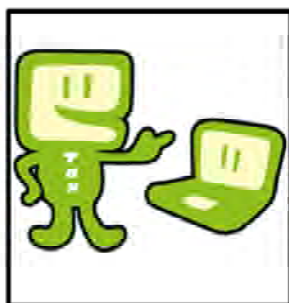
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般用及び納期特例用)及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続(ダイレクト納付・インターネットバンキング)の一連の流れを体験することができるツールです。

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性を体験してみませんか



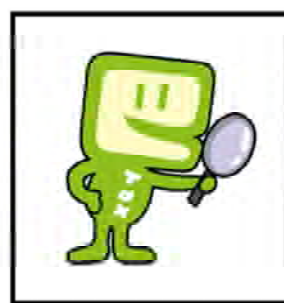
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスにすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

[拡大表示](#)


中国税理士会会務執行細則の一部改正（案）について

※ 令和7年3月24日、第6回理事会で承認

日税達の改正内容に倣い、本会会務執行細則を以下のとおり改正する。

改 正（案）	現 行								
（分掌機関の名称及び所掌事項） 第24条 部及び委員会の名称並びに所掌事項は、次の表に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>所 掌 事 項</th></tr> <tr> <td>公益業務支援部</td><td> 1 <u>相続、遺言、信託、任意後見その他これらに類する制度に関する事項</u> 2 <u>地方公共団体の外部監査制度及び監査委員制度に関する事項</u> 3 <u>政治資金監査制度に関する事項</u> 4 <u>法定後見制度に関する事項</u> 5 <u>その他税理士の職能を活用した公益活動に関する事項</u> </td></tr> </table> <u>附 則（令和7年3月24日）</u> <u>第24条の改正規定は、令和7年3月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	名 称	所 掌 事 項	公益業務支援部	1 <u>相続、遺言、信託、任意後見その他これらに類する制度に関する事項</u> 2 <u>地方公共団体の外部監査制度及び監査委員制度に関する事項</u> 3 <u>政治資金監査制度に関する事項</u> 4 <u>法定後見制度に関する事項</u> 5 <u>その他税理士の職能を活用した公益活動に関する事項</u>	（分掌機関の名称及び所掌事項） 第24条 部及び委員会の名称並びに所掌事項は、次の表に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>所 掌 事 項</th></tr> <tr> <td>公益活動対策部</td><td> 1 <u>地方公共団体及び公益法人の外部監査制度に関する事項</u> 2 <u>監査委員制度に関する事項</u> 3 <u>地方独立行政法人の監事に関する事項</u> 4 <u>政治資金監査制度に関する事項</u> 5 <u>成年後見制度に関する事項</u> 6 <u>裁判外紛争解決手続（民事調停、家事調停を含む。）に関する事項</u> 7 <u>総合法律支援制度に関する事項</u> 8 <u>その他公益的業務対策に関する事項</u> </td></tr> </table>	名 称	所 掌 事 項	公益活動対策部	1 <u>地方公共団体及び公益法人の外部監査制度に関する事項</u> 2 <u>監査委員制度に関する事項</u> 3 <u>地方独立行政法人の監事に関する事項</u> 4 <u>政治資金監査制度に関する事項</u> 5 <u>成年後見制度に関する事項</u> 6 <u>裁判外紛争解決手続（民事調停、家事調停を含む。）に関する事項</u> 7 <u>総合法律支援制度に関する事項</u> 8 <u>その他公益的業務対策に関する事項</u>
名 称	所 掌 事 項								
公益業務支援部	1 <u>相続、遺言、信託、任意後見その他これらに類する制度に関する事項</u> 2 <u>地方公共団体の外部監査制度及び監査委員制度に関する事項</u> 3 <u>政治資金監査制度に関する事項</u> 4 <u>法定後見制度に関する事項</u> 5 <u>その他税理士の職能を活用した公益活動に関する事項</u>								
名 称	所 掌 事 項								
公益活動対策部	1 <u>地方公共団体及び公益法人の外部監査制度に関する事項</u> 2 <u>監査委員制度に関する事項</u> 3 <u>地方独立行政法人の監事に関する事項</u> 4 <u>政治資金監査制度に関する事項</u> 5 <u>成年後見制度に関する事項</u> 6 <u>裁判外紛争解決手続（民事調停、家事調停を含む。）に関する事項</u> 7 <u>総合法律支援制度に関する事項</u> 8 <u>その他公益的業務対策に関する事項</u>								

2. 用紙コーナーの見直しについて

- 国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、税務行政のDXに取り組んでいるところであり、e-Taxをはじめとしたオンライン手続等の利用は着実に拡大してきています。
- 今般、オンライン手続等の更なる推進の観点から、令和7年12月までに、順次、用紙の配付方法を見直してまいります。
- なお、取組の開始時期、内容については、国税局及び税務署の実情に応じて設定することとしております。

用紙配付方法の見直しの概要

税務署ではどのようなことを行うの？



- ♫ 税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」を撤廃します。
- ♫ 書面の用紙が必要な方のために、国税庁ホームページから用紙のダウンロードが容易になるように、用紙掲載場所等の見直しを進めていきます。

税務署窓口では用紙をもらえないの？



- ♫ 用紙コーナー撤廃後は、例えば、納税者等の所持するスマートフォン等からe-Taxにより提出していただいたり、国税庁ホームページから用紙をダウンロードできるように案内します。また、用紙のダウンロードが困難な方には、税務署窓口等に設置のパソコンを使用し、国税庁ホームページから自由に用紙を印刷していただいたり、これまでもおり総合窓口で請求いただくことで、必要な用紙を交付いたします。

確定申告期はどうなるの？



- ♫ 税務署の実情に応じて、所得税等の確定申告や年末調整などの納税者の皆様のニーズの高い時期においては、自由に用紙が取得できるよう窓口付近に備え置く場合もあります。



社会全体のデジタル化を推進し、税務手続のオンライン化を普及させていくためには、国税当局だけでなく、関係民間団体の方々のご協力をいただながら進めていく方がより効果がありますので、取組の実施に当たっては、会員の皆様におかれましても、まずはe-Taxによる提出を推進していただくとともに、用紙が必要な場合においても、可能な限り国税庁ホームページをご活用いただくよう周知をお願いします。

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

従業員の方の

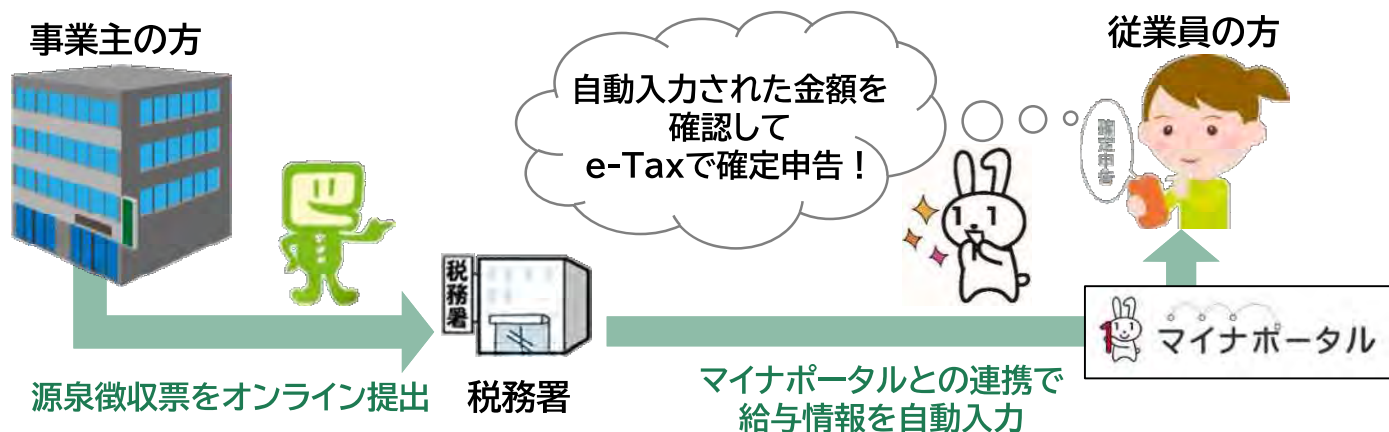
オンライン提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出**すると、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、
オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- ☞ 事業主の皆さまから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象**となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。**書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。**

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

- ☞ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



(国税庁ホームページ)

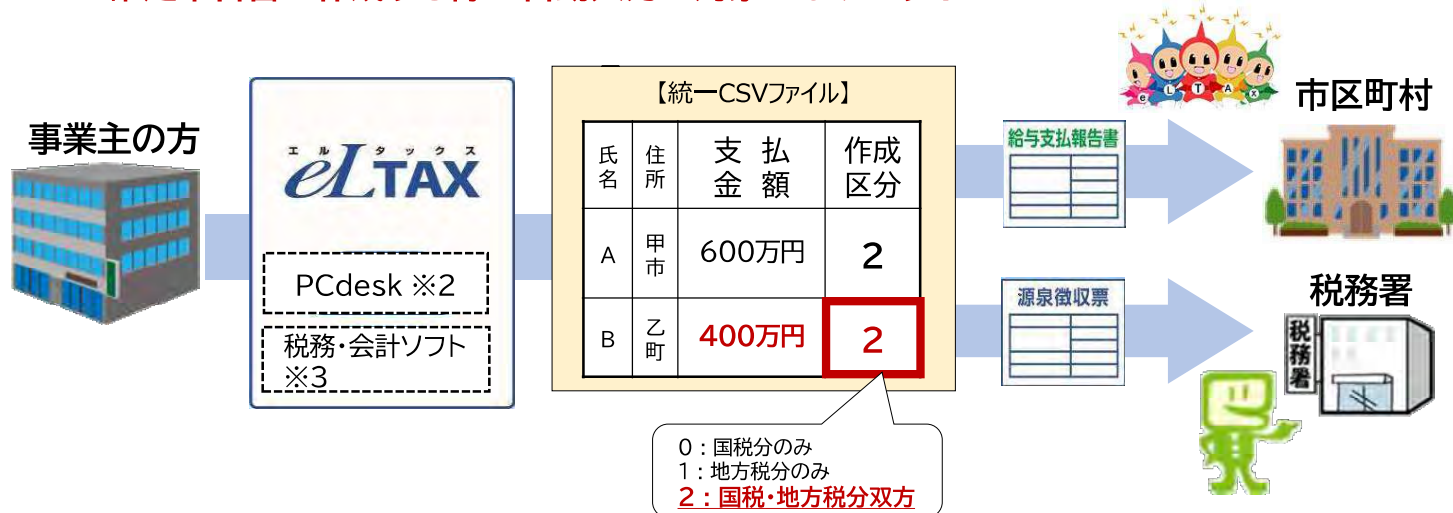


給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

オススメ！

☞ 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1

☞ また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- ✓ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- ✓ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- ✓ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

コスト
削減

負担
軽減

便利

※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす**こととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、**基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更**されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

詳しい内容はこちら



(国税庁ホームページ)

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(e-Taxホームページ)

令和6年12月10日

会員各位

中国税理士会総務部

来年度以降の会員名簿配布中止について

日頃から会務にご協力いただきありがとうございます。

さて、本会では、日税連の取扱いに準じ、会員の情報に関する細則を改正し、報酬のある公職の会員・DVやストーカーの被害のおそれがある会員の事務所所在地等の公開停止制度を設けることとなりました。

また、令和6年10月1日に日税連の税理士情報検索サイトが全面改修され、自宅兼事務所で登録する税理士会員に限り、事務所所在地の一部表示（市区町村（政令指定都市は行政区）までの表示）を本人が任意に選択することが可能となりました。

合わせて、令和7年4月1日から、日税連検索サイトでの支部ごとの検索が可能になる予定となっております。

また、名簿の配布については全国の単位会においてもすでに中止または中止予定となっております。

これらのことを踏まえて、本会においても来年度から会員名簿の配布を中止する予定としております。今年度の会員名簿には例年通り、令和6年10月1日現在の中国会全会員の税理士事務所が掲載されておりますので、取扱いにご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。



○ 日計表集計(令和6年分税務支援)

07.04.01現在

項目	徳山商工会議所	新南陽商工会議所	下松商工会議所	鹿野商工会	熊毛商工会	都濃商工会	徳山青色申告会	JA	計
税理士従事日数	6.0	5.0	5.0	2.0	4.0	3.0	7.0	3.0	35.0
指導納税者数	13	6	13	69	4	17	5	21	148
書面申告書提出	19	9	0	1	1	0	0	10	40
代理送信	94	211	297	82	144	34	299	7	1,168
計	113	220	297	83	145	34	299	17	1,208
代理送信した税理士数	5	2	3	1	3	1	5	1	21

項目	商工会議所	商工会	青申会	JA	計	備考
税理士従事日数	16.0	9.0	7.0	3.0	35.0	中国労金
指導納税者数	32	90	5	21	148	住宅取得申告
書面申告書提出	28	2	0	10	40	指導 1人役
代理送信	602	260	299	7	1,168	
計	630	262	299	17	1,208	
代理送信した税理士数	10	5	5	1	21	

* 他に中国労金
1人役

<以下参考>

○ 日計表集計(令和5年分税務支援)

06.04.01現在

項目	徳山商工会議所	新南陽商工会議所	下松商工会議所	鹿野商工会	熊毛商工会	都濃商工会	徳山青色申告会	JA	計
税理士従事日数	6.0	5.0	5.0	2.0	3.5	3.0	6.5	3.0	34.0
指導納税者数	11	8	21	82	6	13	8	19	168
書面申告書提出	40	12	16	3	2	0		12	85
代理送信	98	208	287	79	149	36	301	9	1,167
計	138	220	303	82	151	36	301	21	1,252
代理送信した税理士数	5	2	3	1	3	1	5	1	21